



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月12日金曜日 第525号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則..... (農地整備課) ... 519

告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託..... (税務課) ... 523
- 指定自立支援医療機関の指定(2件)..... (障がい福祉課) ... 523
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更..... (水産課) ... 523
- 都市計画事業の施行..... (都市整備課) ... 523
- 道路の区域変更(県道北条玉川線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 524
- 道路の供用開始(県道玉川菊間線)..... (") ... 524
- 土地改良区役員就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 524
- 道路の区域変更(県道美川川内線)..... (中予地方局管理課) ... 524
- 道路の区域変更(一般国道494号)..... (") ... 525
- 道路の供用開始(県道砥部伊予松山線)..... (") ... 525
- 道路の供用開始(県道美川小田線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 525
- 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 525

公 告

生産事業者講習会の開催..... (森林整備課) ... 526

公営企業公告

鉛蓄電池の購入..... (公営企業管理局総務課) ... 526

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県土地改良法施行細則(昭和40年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第16条 省略 (一般社団法人への組織変更の認可申請)</p> <p>第17条 法第76条の5第1項の規定により一般社団法人への組織変更の認可を受けようとするときは、一般社団法人への組織変更認可申請書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。 (認可地縁団体への組織変更の認可申請)</p> <p>第18条 法第76条の13第1項の規定により認可地縁団体への組織変更の認可を受けようとするときは、認可地縁団体への組織変更認可申請書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。 (土地改良区連合の設立認可申請)</p> <p>第19条 法第77条第2項の規定により土地改良区連合設立の認可を</p>	<p>第16条 省略</p> <p>(土地改良区連合の設立認可申請)</p> <p>第17条 法第77条第2項の規定により土地改良区連合設立の認可を</p>

受けようとするときは、土地改良区連合設立認可申請書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（交換分合計画の認可申請）

第20条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定により交換分合計画の認可を受けようとするときは、交換分合計画認可申請書（様式第21号）を知事に提出しなければならない。

第21条 省略

第22条 省略

（土地改良区連合への準用）

第23条 土地改良区連合については、この規則に定めるもののほか、第5条及び第16条から第18条までを除き、土地改良区に関する規定を準用する。

様式第20号（第19条関係） 省略

様式第21号（第20条関係） 省略

受けようとするときは、土地改良区連合設立認可申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（交換分合計画の認可申請）

第18条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定により交換分合計画の認可を受けようとするときは、交換分合計画認可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

第19条 省略

第20条 省略

（土地改良区連合への準用）

第21条 土地改良区連合については、この規則に定めるもののほか、第5条及び第16条_____を除き、土地改良区に関する規定を準用する。

様式第18号（第17条関係） 省略

様式第19号（第18条関係） 省略

第2条 愛媛県土地改良法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第17号の次に次の2様式を加える。

様式第18号（第17条関係） 一般社団法人への組織変更認可申請書

一般社団法人への組織変更認可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事	様 事務所の所在地 土地改良区 理事長
添 付 書 類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- (2) 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の3第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により、当該公告を、官報のほか、定款で定めた公告の方法によりした場合にあつては、その方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第76条の4第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- (4) 組織変更後一般社団法人の定款となるべきもの
- (5) 組織変更後一般社団法人の社員となるべき者の名簿
- (6) 組織変更がその効力を生ずべき日について変更があつたときは、その変更を証する書面
- (7) その他参考となるべき事項を記載した書面

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19号（第18条関係） 認可地縁団体への組織変更認可申請書

認可地縁団体への組織変更認可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事	様 事務所の所在地 土地改良区 理事長
添 付 書 類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- (2) 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の16において読み替えて準用する同法第76条の3第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により、当該公告を、官報のほか、定款で定めた公告の方法によりした場合にあつては、その方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第76条の16において準用する同法第76条の4第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- (4) 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきもの
- (5) 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
- (6) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- (7) 組織変更がその効力を生ずべき日について変更があつたときは、その変更を証する書面
- (8) その他参考となるべき事項を記載した書面

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第719号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	受託者の本支店及び出張所並びに受託者が銀行代理店契約を締結した郵便局株式会社等の営業所（同社が業務を再委託したものの施設を含む。）における県税の収納事務	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（ただし、期間満了前2か月前までに県又は株式会社ゆうちょ銀行から別段の意思表示がないときは、さらに1年間有効とし、以後もこの例による。）

○愛媛県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	宇和島市曙町1番地	市長 岡原文彰	免疫に関する医療（育成医療・更生医療）	令和6年7月1日

○愛媛県告示第721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
卯之町薬局	西予市宇和町卯之町四丁目389番地	愛ファーマシー株式会社	宇和島市本町追手2丁目2-22	代表取締役 三原尚太郎	薬局（育成医療・更生医療）	令和6年6月3日
フロンティア薬局高木町店	新居浜市高木町5番9号	株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号	代表取締役 重森裕之	薬局（育成医療・更生医療）	令和6年6月1日

○愛媛県告示第722号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年3月愛媛県告示第282号）を次のとおり変更した。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前		変更後	
		変更前	変更後	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	5.0トン	0.1トン		
	7月から9月まで	1.0トン	5.9トン		

10月から12月まで	1.0トン	1.0トン
1月から3月まで	3.0トン	3.0トン
総計	10.0トン	10.0トン

○愛媛県告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画事業の種類及び名称 新居浜都市計画道路事業 3・4・20号 宇高西筋線	松山市一番町四丁目4番地2
2 施行者の名称 愛媛県	4 事業地の所在 (1) 収用の部分 愛媛県新居浜市高津町、桜木町及び宇高町一丁目地内 (2) 使用の部分 なし
3 事務所の所在地	

○愛媛県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	北条玉川線	今治市玉川町葛谷字池田乙125番1地先から 同市玉川町葛谷字カバケ谷乙132番1地先まで	旧	メートル 4.1～16.8	キロメートル 0.547	
		今治市玉川町葛谷字池田乙125番1地先から 同市玉川町葛谷字カバケ谷乙132番1地先まで 及び 今治市玉川町葛谷字池田乙125番1地先から 同市玉川町葛谷字小松峠乙128番3地先まで	新	4.1～28.3 及び 4.1～28.3	0.547 及び 0.349	

○愛媛県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	玉川菊間線	今治市玉川町葛谷字ショフガ本乙207番1地先から 同市玉川町葛谷字ヒウチヶ峠乙205番8まで	令和6年7月12日

○愛媛県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年7月12日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	清水 潔	松山市東石井6丁目15-2
"	本郷 常男	松山市東石井4丁目10-30
"	野間 豊	松山市東石井4丁目14-15
"	岡田 堅	松山市東石井4丁目13-8
"	野間 恒文	松山市東石井3丁目8-5
"	明知 堂博	松山市東石井5丁目4-7

"	松田 経子	松山市東石井5丁目2-5
監事	野間 厚	松山市東石井6丁目12-5
"	宮内 三郎	松山市東石井6丁目11-31

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	清水 潔	松山市東石井6丁目15-2
"	本郷 常男	松山市東石井4丁目10-30
"	野間 豊	松山市東石井4丁目14-15
"	岡田 堅	松山市東石井4丁目13-8
"	野間 恒文	松山市東石井3丁目8-5
監事	野間 厚	松山市東石井6丁目12-5
"	松田 経子	松山市東石井5丁目2-5
"	宮内 三郎	松山市東石井6丁目11-31

○愛媛県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	東温市井内字北間甲1093番4地先から 同字甲1093番4地先まで	旧	メートル 4.8～8.0	キロメートル 0.032	
			新	4.8～11.2	0.032	
"	"	東温市井内字丸山甲1114番4地先から 同字甲1114番4地先まで	旧	6.1～7.3	0.031	
			新	6.1～10.9	0.031	

○愛媛県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	東温市河之内字三本松乙1620番225から 同字乙1636番179まで	旧	メートル 3.9～6.3	キロメートル 0.203	
			新	10.9～41.8	0.203	

○愛媛県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町68番3から 同町74番5地先まで	令和6年7月12日

○愛媛県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町中川3332番4	令和6年7月12日

○愛媛県告示第731号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大西智也	東温市志津川	令和6年7月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	西田敬悟	東温市志津川	令和6年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内科	西予市立野村病院	井上(川崎)理香子	西予市野村町野村9号53番地	令和6年7月1日

公 告

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

令和6年7月12日

愛媛県知事 中村時広

1 開催の日時

令和6年8月30日（金）9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター本館会議室

3 受講申込期限

令和6年8月27日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課、肱川流域林業振興課若しくは農林水産部森林局森林整備課

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年7月12日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

鉛蓄電池の購入

(2) 購入物品名及び数量

鉛蓄電池 756個

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和7年3月27日（木）

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請

負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

8月21日（水）午前9時から同月23日（金）午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和6年8月23日（金）午後1時30分

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき8月5日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Lead Acid Battery , 756 pieces
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 23 August 2024
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F 4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan .
TEL 089 912 2794